

更新手続きをお忘れなく！

現在、福祉医療費受給券をお持ちの方へ(乳幼児以外)

現在、お持ちの福祉医療費受給券は有効期限が7月31日となっています。8月以降にご使用いただく場合は更新手続きが必要です。受給資格に該当すると思われる方には、6月中に申請書を送付しておりますので、必要事項を記入の上、役場住民課保険年金担当まで提出してください。

受給資格や所得金額などを再確認し、該当者には受給券を郵送します。なお、申請書を提出されても、所得制限等により却下になる場合もあります。

◇場 所◇ 住民課 保険年金担当窓口

◇持参する物◇ ・健康保険証 ・所得(非)課税証明書(H22.1.2以降に日野町に転入された方のみ)

・その他通知に記載されているもの(障害者手帳、児童扶養手当証書など)

※乳幼児(小学校就学前のお子さん)の受給券は、10月が更新となります。

●福祉医療費助成制度の概要は次のとおりです。受給要件に該当すると思われる方は、住民課保険年金担当までお問い合わせください。

区 分	対 象 者 (受給要件)	所得制限
乳 幼 児	0歳から小学校就学前のお子さん	なし
心 身 障 害 者	身体障害者手帳(1～6級)・療育手帳(最重度～軽度)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)のいずれかをお持ちの方	あり(手帳の障害等級に応じてそれぞれ所得制限が異なります)
65～69歳老人	本人、配偶者、扶養義務者のそれぞれに住民税が課税されていない方	あり
母子・父子家庭	20歳未満の児童を扶養しているひとり親とその子(18～20歳の子については学生であることが条件)	あり
ひとり暮らし寡婦	かつて母子家庭で児童を扶養していた方で、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる方	あり
精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳(1～2級)で、かつ自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている方	あり

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線⑤7784

「し尿くみ取り」はお早めに

8月1日から20日までの「し尿くみ取り」は毎年混雑しますので、早めに「クリーンぬのびき広域事業協同組合」にお申し込みください。申し込みがお盆前に集中した場合、お盆までに収集できないことがありますので、ご注意ください。

- 土・日・祝日は、し尿くみ取りはできません。
- 日ごろから便槽の量をご確認ください。
- くみ取り業者は、地域により異なります。

◆申し込み先

クリーンぬのびき広域事業協同組合
☎③0107

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です



7月1日から31日までの1か月間、「愛の血液助け合い運動」が全国で展開されます。皆さんの善意による「献血」は、血液を必要とする患者さんの尊い命を救います。

住民の皆さんや町内企業の皆さんのご協力により、全血献血または成分献血を実施しています。

引き続き、多くの皆さんに献血のご理解とご協力をお願いします。

今後の成分献血の予定

と き 7月16日(金)・8月27日(金) 成分献血
※以降も定期的に実施していきます。

と ころ 保健センター-玄関横

受付時間 10時・11時・13時・14時・15時

そ の 他 ◎3日前までに保健センターへご予約ください。

◎成分献血にご協力いただく40歳以上の方は、成分献血の経験があり、1年以内に心電図検査を受けていることが必要です。

◆問い合わせ先 保健センター ☎②6574 有線⑤7777